

# JSAF 特別規定2008年度カテゴリー変更申込書

外洋加盟団体 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 会長 殿

私 \_\_\_\_\_ は、JSAF特別規定を理解し、ここに申し込みます。

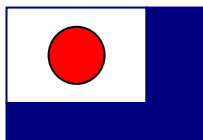
セール番号	艇 名			マリーナ名
申込者氏名 オーナー	代理人の場合 _____			上架艇 係留艇 (丸をつける)
連絡先電話				申し込み日
連絡先 E-Mail				月 日
SRカテゴリー	0・1・2・3・4・5 [丸で囲む]			所属外洋加盟団体名
希望日	月	日	時 間	
第1希望			～	
第2希望			～	
第3希望			～	外洋加盟団体未所属艇加盟クラブ
直近の参加予定レース名	レース名1			レース名2

申し込み先は、貴艇の所属する外洋加盟団体事務局までお申し込みください。

アドバイザー立会いをスムーズに進めるために

1. 自艇の備品をチェックリストをもとに事前チェックしておくこと。
2. 疑問な点は、逐次質問できるようにまとめておくこと。
3. 年度内期限切れの備品については、立会い時にあらかじめ申告すること。
4. 加盟団体未所属艇の場合、  
5000円の変更申し込み料金の銀行振り込み証を貼り付け047-449-3331までFAXする。
5. アドバイザー交通費は3000円です。立会い時にアドバイザーに支払うことで有効な宣誓書となります。他加盟団体もしくは、遠距離の場合は別途交通費は加算されることをご理解ください。

ここに銀行振り込み証を貼り付ける



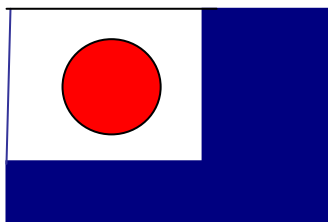
JAPAN SAILING FEDERATION

## JSAF-SR STANDARD INSPECTION CHECKSHEET

1. インスペクションチェックシートは、各艇のオーナーが自己確認で自艇の装備に関してチェックをするように作られている。基本概念は艇の安全と乗員の訓練度に対する最終責任は艇の責任者であり、自己の艇の安全装備に関してどの装備が搭載され、またそれが何処に収納されているか、乗員に対して使用上の訓練が十分できているか常に艇の責任者自らによって確認されなければならないことにある。よって、JSAF 安全委員会がその安全装備に関して検査を行い艇の安全を保障することはない。このインスペクションチェックシートについても JSAF 特別規定に記述されている全てのアイテムが装備されているわけではない。したがって、本インスペクションチェックシートに記載された内容についての全責任は艇の責任者にある。しかも、海の航海についてどんな安全装備がされていたとしても絶対安全ということはない。よって、JSAF 特別規定にすべて従ったとしてもその安全を保障するものではないことを艇の責任者さらには艇の乗員全てが理解をしていなければならない。
2. 確認は以下に従い行うこと。
  - 1.) 確認作業は、JSAF 特別規定アドバイザーを立会人とし、相互において確認しながら行う。
  - 2.) 立会いを行った JSAF 特別規定アドバイザーは、確認の結果に対してなんら責任を負うものではない。

### 重要事項

艇の責任者は、自艇の安全と、乗員の訓練度に対して最終的責任があり、自己の艇が JSAF 特別規定を遵守されているか確認する責任は、艇の責任者である。艇の責任者と乗員は JSAF 特別規定を理解し、自艇がどのカテゴリーに該当するかを、自ら確認しなければならない。



# 宣誓書

## 2008

私は、艇のオーナーとして JSAF 特別規定の内容について理解していることを誓い、下記のカテゴリーを申請いたします。  
別紙安全チェックシートに記載された内容について全て私( )自身が確認し、記載に間違いのないことを誓います。

JSAF-SRカテゴリー  1 2 3 4 5  通信設備 :  HF VHF 携帯電話

セール番号 JPN   艇名

所属加盟団体  外洋  ホームポート・マリーナ

オーナー署名   オーナー外洋会員番号

オーナー連絡先 TEL   FAX   立会い日 平成20年 月 日

Email アドレス   @   有効期間 取得年度内 3 月 31 日迄

立会いアドバイザー署名   アドバイザー所属加盟団体名    
申し込み先 FAX 047-449-3331 へ送信で有効

### 領収書

2008年 月 日

艇名 様

JSAF外洋安全 SR アドバイザー交通費として、 3000 円、  
遠距離の場合別途 円  
合計 円

アドバイザー氏名( )まさに領収いたしました。

アドバイザーの立会い、艇責任者の宣誓確認、アドバイザー交通費の領収により本宣誓書は有効。  
この領有書は FAX 047-449-3331に送信後、切り離して宣誓書は艇に保管することを義務といたします。